

健全なIT社会を築くために住基ネット訴訟を継続します

広報すぎなみ平成18年4月21日号12面に掲載したものと
同じ内容です。

東京高裁に控訴しました

区は、国と都を被告として提訴した「住基ネット受信義務確認等請求事件」が東京地裁で敗訴したことを受け、判決を不服として4月6日、東京高等裁判所に控訴しました。

東京地裁の判決は、区の提起した問題や疑問に正面から答えようとせず、住民基本台帳法の一部の条文を偏重し、国、都の主張を無批判に受け入れた不当なものだと、区は考えています。このままこの判決を確定させてしまった場合、区民のプライバシーを守る、という点からも、健全なIT社会を築くという点からも、また、地方自治の今後の発展という点からも、大きな禍根を残すことになりかねません。

区民の皆さんの中には、早く住基ネットに接続して、その便利さを活用したい、という人も含めて、色々なご意見があろうかと思えます。

しかし、この訴訟の持つ社会的な意義を考えていただき、区が控訴に踏み切らざるを得ないことをご理解くださいますよう、お願いします。

訴えは「段階的な参加」を認めること

この裁判を通じて区が求めていることは二つあります。

第一は、住基ネットへの参加・不参加を、当面、区民の希望を尊重できる形で認めてほしい、ということです。幸い、国や神奈川県も認めて行われている横浜市の段階的参加方式があることでもあり、この横浜市の例にならって、まずは「住基ネットに自分の情報を送信しないでほしい」という人の情報を除いて第一次的な送信をし、多くの区民が住基ネットを活用しうるようにする。そして次の段階として、住基ネットの安全性が総合的に確認できた時点で、残る全員の情報を送信する。こうした二段階での参加の仕方を認め、第一段階での情報の送信を、東京都が受け取る義務がある、ということ、裁判を通じて確認したい、ということです。

第二は、こうした区の当然の要求を都や国が拒み、その結果として区に損害を与えた、その損害を補填してほしい、ということです。もちろん、損害の補填を求めることに重点があるのではなく、不当な損害が生じることのないように、段階的な参加を認めてほしい、という思いが基本にあります。

区と国・都との争いは裁判外？

訴えに対する東京地裁の判決には、三つのポイントがあります。

一つは、行政機関の権限の争いは、裁判の対象にならない、としたことです。この結果、東京都の受信義務の確認を求める第一の請求については却下、という判断が下されました。

しかし、この判断は結局、基礎的自治体がどんなに不当な取り扱いを国や都道府県から受けたとしても、泣き寝入りする他ないよ、と言っているようなもので、分権と自治の強化が求められる現代において、到底容認できるものではありません。

確かに、地方自治法には、行政機関相互に争いがある場合の紛争調整の仕組みが定められているのですが、これが機能するには、都道府県知事が「是正の要求」というものを行うことが前提になります。したがって、区を不当に非難するだけで、地方自治法に定められた是正の要求すら行おうとしない姿勢を東京都が取り続ける限り、区として取りうる解決手段はないことになってしまうのです。

行政の効率化はすべてに優先する？

判決のポイントの二つ目は、住基ネットは、行政サービスと行政効率化を目的としたものであり、全員の情報が送信されなければ行政効率化が実現できないのだから、全員の情報を直ちに送信しない限り違法、としたことです。違法なのは国や東京都ではなく、区なのだから、損害賠償請求など認める余地はない、というわけで、二つ目の請求については棄却、としています。

確かに、住基法は全員の情報の送信を義務付けていますが、同時に、別の条文では、基礎的自治体の長に、住民の情報を適切に管理する措置を講じることが義務付けてもいます。もともと、住民基本台帳事務は、自治体固有の自治事務であり、だからこそ、住基ネットも、自治体が共同して設置するシステムである、と説明されてきたのです。そうした事務を、一部とはいえ安全性に不安を感じ、今しばらく自分の情報の送信を見送ってほしいと願う区民がいる中で、住基法を総合的に解釈して妥当な解決を図ろうと努めることは当然です。そうした自治体の努力をまったく認めず、法体系全体の合目的な解決を目指すよりも、行政の効率化を金科玉条として判断した判決が不当なのは、いうまでもありません。

秘匿される必要性は高くない？

判決のポイントの三つ目は、住基ネットで扱われる個人情報に「完全に秘匿される必要性が高いとまではいうことができない」などとして、プライバシー軽視とIT社会への無理解を露呈している点です。

確かに、住基ネットに載せて活用される情報は、従来から原則として公開されていたものが中心です。しかし、住民票コードという番号が全国民に附番され、それがコンピュータで処理されるということは、国民の色々な情報が、ほとんど瞬時に名寄せされ、赤裸々にすることができるようになる、ということです。こうしたことは、今は法律で禁止されていますが、いつまでそれが守られるかといった不安は根強く、また、情報が不当に流出してしまった場合には、従来の紙による情報の流出とは比較にならない問題が生じることにもなります。判決は、こうしたIT社会の持つ特性に対する認識が欠けているのです。

健全なIT社会に向けた国民的合意の形成を！

ITの活用は、社会の進歩・発展にとって不可欠です。そして、それだからこそ、ITの活用方法については、きちんとした国民的合意と、それに基づくルール化が必要です。現在の住基ネットのように、安全性に対する様々な不安が指摘され、情報送信を希望しない多くの住民が存在する中で、一方的、強権的に全員一律の参加を強制していくことは、健全なIT社会の形成にとって不幸なことと言わざるを得ません。

こうした中で当面求められるのは、ITの便利さと、プライバシー侵害の危険性とを勘案して、ITへの関わり方の基本を、一人ひとりの判断に委ねられるようにすることだと思います。

しかし残念なことに、住基法は本来の意味でのこうした選択制を認めていません。したがって、長期的には、住基法を改正して選択制を法定するように求めていくことも考えられますが、当面は、現在の法律の枠内で、最大限の工夫をしていくほかはありません。今回の訴訟は、こうした社会に対する問題提起という意味を含むものであり、IT社会を健全なものとして育てていくためにも重要なものです。区民の皆さんのご理解をお願いします。